事業の目的及び運営方針

（事業の目的）

第１条　**Choooooz** 株式会社が設置するデイサービス **KANAZAWAPaCE**（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態〔要支援状態及び事業対象者〕の利用者の意思及び人格を尊重し、在宅生活の継続ができるよう、利用者の立場に立った、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕を提供することを目的とする。

（理念）

第２条　新しい価値の創造と価値の再発見を通じて、社会に貢献する。

（運営の方針）

第３条　指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防型通所サービスにおいては、要支援状態等の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 指定介護予防型通所サービスにおいては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

４　市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

６　前５項のほか、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年 12 月 17 日金沢市条例第 46 号）、「金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」（平成 28 年 12 月 26 日金沢市告示第 342 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第４条　指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の内容）

第５条　指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（１）入浴サービス　（２）食事サービス　（３）生活指導（相談・援助等）　レクリエーション　（４）機能訓練

（５）健康チェック　（６）送迎等

（衛生管理等）

第６条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第７条　利用者は指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護〔指定通所介護予防型通所サービス〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

また、次の事項に留意するものとする。

⑴気分が悪くなったときは速やかに申し出るものとする。

⑵共用の施設・設備は、従業者の指示に従い、他の利用者の迷惑にならないよう利用するものとする。

（緊急時等における対応方法及び事故対応）

第８条　従業者は、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

４　事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第９条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年１回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１０条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１１条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施　（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備　（３）その他虐待防止のために必要な措置を講ずる

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１２条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後１ヵ月以内　（２）継続研修　　年９回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は **Choooooz** 株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和 2 年 2 月 24 日から施行する。

KANAZAWA PaCE